

岩手県告示第419号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年4月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 三河建設
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上米内字松木平78番40号
    - ウ 代表者の氏名 三河満
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20498号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年4月5日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年4月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 三屋電気
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市二子町野田67
    - ウ 代表者の氏名 三屋昭
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第50108号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年4月8日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。